

◇◇◇◇ **日本臨床検査技師連盟だより** ◇◇◇◇

第2回「臨床検査技師・衛生検査技師に関する在り方等検討会」開催される

衛生検査技師制度の廃止で意見が一致

第2回臨床検査技師・衛生検査技師に関する在り方検討会(座長 日本臨床検査医学会長 櫻林郁之介氏)が厚生労働省の第21会議室で去る12月3日午前10時から開催され、当会が臨衛技法の改正を要望している項目について実質的な審議に入り、衛生検査技師制度について、検討会では最終的には廃止する方向で意見がまとまった。

今回の会議では、当会が第1回目の審議で問題点を提起した臨衛技法第2条の「医師の指導監督の下で」の文言について「医師の指導の下で」の変更について委員及び厚生労働省の担当者は、「指示」と「指導」の違いについて法律用語の解釈から説明し、当会が改正を要望している「医師の指導の下で」に改正された場合には、臨床側から検査オーダーがあっても必ずこれに従わなければならないという拘束を課することができないことが問題点と指摘された。「医師の指示の下で」については、検査技師が医師の指示に従うか、従わないかを選択できるほどの自由度はなく、医師の指示に従うべきこととされているとの解釈であり、この日の検討会でも最終結論は得られなかった。現行の臨衛技法の「医師の指導監督の下で」について、他のコメディカルとの関係や臨床検査技師と医師との関係でまだ詰めなければならないが改正の方向性については異論がなかった。

衛生検査技師の免許を廃止する点については、当会が「免許を申請すれば登録でき、資質が担保されないこれまでの制度では、国民の命を守る医療関係職種の中に位置づける不合理」について説明し各委員の理解が得られた。当会では既に衛生検査技師免許を取得して働いている技師については、制度廃止後もこれまで通り衛生検査技師として働くことを認めている他、大学で一定のカリキュラムを履修した者については、臨床検査技師国家試験の受験資格は認めることとしている。

第3回の検討会から生理学的検査の政令記載方式の変更(機能別包括化方式)と臨床検査技師の業務独占についての審議が予定されている。

日本臨床検査技師連盟加入状況について

11月末現在での各都道府県の加入口数は次のとおりです。当連盟に賛同する方の加入をお待ちしております。

北海道	208	石川県	209	岡山県	319
青森県	75	福井県	6	広島県	268
岩手県	80	山梨県	28	山口県	142
宮城県	83	長野県	55	徳島県	55
秋田県	20	岐阜県	54	香川県	29
山形県	1	静岡県	29	愛媛県	129
福島県	145	愛知県	214	高知県	59
茨城県	201	三重県	51	福岡県	392
栃木県	140	滋賀県	50	佐賀県	92
群馬県	34	京都府	24	長崎県	143
埼玉県	258	大阪府	95	熊本県	314
千葉県	64	兵庫県	138	大分県	55
東京都	296	奈良県	107	宮崎県	65
神奈川県	61	和歌山県	106	鹿児島県	44
新潟県	57	鳥取県	64	沖縄県	63
富山県	24	島根県	83		

◇活動報告

1. 11月 5日 (火) 熊代昭彦衆議院議員事務所訪問
2. 11月 11日 (月) 丹羽雄哉君激励の集い出席
3. 11月 13日 (水) 橋本龍太郎衆議院議員事務所訪問
4. 11月 19日 (火) 「第7回武見セミナー」出席
5. 11月 18日 (月) 志帥会セミナー出席
6. 11月 26日 (火) 亀井善之衆議院議員「日本エネルギー改造論」出版記念パーティー出席
7. 11月 27日 (水) 厚生労働省医事課訪問
8. 11月 28日 (木) 橋本龍太郎衆議院議員事務所訪問
9. 11月 28日 (木) 「経済保健福祉研究会 第42回セミナー」出席
10. 12月 3日 (火) 厚生労働省「臨床検査技師、衛生検査技師に関する在り方等検討会」出席
11. 12月 3日 (火) 熊代昭彦衆議院議員事務所訪問
12. 12月 3日 (火) 武見敬三衆議院議員事務所訪問